

※ 支給手続や支給要件の詳細は、裏面をご確認ください。



## 彦根市低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (その他世帯分)のご案内

- 子育て世帯生活支援特別給付金(児童1人当たり5万円)は、低所得の子育て世帯を支援する新たな給付金です。
- 高校生のお子さんを養育している方で子育て給付金を受給するには、**申請が必要な場合**があります。
- 公務員の方や収入が急変した方で、裏面支給対象者に該当する方が受給するには、**申請が必要**です。
- 以下のフローチャートを参考に、申請手続をしてください。

① 高校生以下のお子さん(障害児は20歳未満)を養育していますか？

NO

給付金の支給対象外です。

YES

② 公務員ですか？

NO

③ 中学生以下のお子さんを養育していますか？  
(令和3年4月分から令和4年3月分の児童手当受給者)

NO

④ 令和3年4月分の**児童扶養手当**や令和3年4月分から令和4年3月分の**特別児童扶養手当**を受給していますか？

YES

YES

NO

YES

支給要件を満たす場合、**申請を行ってください！**

詳しくは裏面をご覧ください。

支給要件を満たす場合、**申請は不要です！**

- ※ 支給対象となる人には、案内文書をお送りしています。
- ※ 児童手当または特別児童扶養手当の口座に振り込まれます。
- ※ 児童扶養手当を受給している方は、既に給付金を支給済みです。(一部、申請が必要な方を除く。)

■ 彦根市役所 保険年金課  
「子育て世帯生活支援特別給付金」  
コールセンター

ひこにゃん さんきゅう

0120-1528-39

(受付時間: 平日8:30~17:15)

■ 厚生労働省 コールセンター

0120-811-166

(受付時間: 平日9:00~18:00)

ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 1. 支給手続(申請が必要な方のみ)

- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに、彦根市役所の窓口に直接、または郵送でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認のうえ、指定された口座に振込みます。
- ▶ 申請期間は、令和3年6月23日～令和4年2月28日です。  
※ 令和4年3月分の認定請求をした人への支給の申請期限は、令和4年3月15日です。

## 2. 支給額

児童1人当たり 一律 5万円

## 3. 支給対象者(支給要件)

### ①②の両方に当てはまる方

- ① 令和3年3月31日時点で  
18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)  
を養育する父母等  
(※ 令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

- ② {  
■ 令和3年度住民税(均等割)が非課税の方  
または  
■ 令和3年1月1日以降の収入が急変し、  
住民税非課税相当の収入となった方

## 4. その他(家計が急変した方)

基準日(令和3年3月31日)時点で、

18歳未満の児童(障害児は20歳未満)を養育する方で、令和3年度分の住民税(均等割)が課税のため対象外となった人の内、

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変したことにより、令和3年1月以降の収入が住民税(均等割)非課税相当となる人は、収入見込額の申立書等を提出いただくことで対象となる場合があります。

※ 給付金を受給した後に受給資格がないことが判明した場合は、返金いただく必要があります。

※ 詳しくは、彦根市のコールセンターまでお尋ねください。

### ! 「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、彦根市役所や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。